

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百七十四条第一項の規定に基づき、電気通信主任

技術者試験及び工事担任者試験の試験手数料について、実費を勘案した額に改めること。（本則関係）

第二 この政令は、令和六年八月一日から施行すること。（附則関係）